

労働者派遣事業に関わる情報提供

改正労働者派遣法の規定により、事業報告書（2019年4月1日～2020年1月31日）の内容に基づき、以下の通りマージン率を公開します。

（決算期を3月末から1月末に変更しました）

1. 労働者派遣の実績およびマージン率等

派遣労働者数	5人
派遣先事業所数	3箇所
労働者派遣の料金（1日8時間当たりの平均額）	38,866円
派遣労働者の賃金（1日8時間当たりの平均額）	19,628円
マージン率	49.5%

なお、マージンには下記事項が含まれております。

- ・福利厚生費
各種社会保険料、慶弔見舞金、退職金共済、資格取得支援、永年勤続表彰、健康診断、予防接種、社内リクレーション（社員旅行、スポーツ遠足）など
- ・教育研修費
新入社員研修、階層研修（マネージャー研修、リーダー研修、中堅研修、技術研修、ビジネススキル研修）など
- ・遠隔地諸費用
滞在費、帰宅費用
- ・事業運営費
地代家賃、水道光熱費、旅費交通費、広告宣伝費（採用活動）、通信費、開発環境の充実（PC・モニター等）、営業・管理など事業運営にあたる労働者の人件費など

2. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- ・労使協定を締結しているか否か : 締結済み
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 原則として全ての派遣労働者
- ・労使協定の有効期限の終期 : 2021年3月31日

以上